

国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主の方へ 御嵩町雇用調整助成金等上乗せ助成金のご案内

御嵩町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を縮小した中小企業事業主に対し、雇用の確保及び事業の継続を図るため、助成金（国の雇用調整助成金等の上乗せ助成）を支給する「御嵩町雇用調整助成金等上乗せ助成金」を創設しました。

1. 助成対象者

- ①緊急対応期間に雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給を受けた者
（雇用調整助成金等に係る助成率が10分の10であるものを除く。）
- ②中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- ③町内で現に事業所を有する者
- ④御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない者

2. 助成金の額

雇用調整助成金等の支給決定額に1/8を乗じて得た額

※支給日額1人当たり1,500円を上限とします。

※雇用調整助成金等と町助成金を合算した支給日額1人あたり15,000円を上限とします。

※1事業者あたり50万円を上限とします。

3. 申請受付期間

令和3年8月31日まで

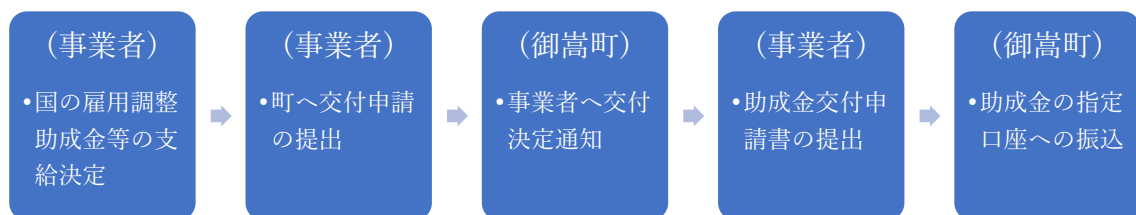
4. 申請方法

御嵩町役場まちづくり課へ下記の書類をご提出ください。

なお、審査をスムーズに進めるため申請前にまちづくり課へお問い合わせをお願いします。

- ①御嵩町雇用調整助成金等上乗せ助成金交付申請書
- ②雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ③雇用調整助成金等の支給に係る申請書その他の提出書類の写し
- ④その他町長が必要と認める書類

5. 交付決定までの流れ



御嵩町役場 まちづくり課 まちづくり推進係

TEL:0574-67-2111 (内線 2244・2245)